

火山災害対策編

目次・概要（火山）

第1章 総則

- 第1節 本県の火山の状況** 1
本県における火山（活火山）の状況を明らかにし、想定される火山災害に対する効果的な災害対策の実施に資する。

第2章 予防

- 第1節 県民等の防災活動の促進** 3
県民、職員等に対する適切な防災意識の高揚に努めるとともに、地域防災活動の充実を図る。
- 第2節 火山災害に強い県土づくり** 4
火山災害に強い県土づくりを進めるため、県土保全事業の推進、火山観測体制の充実、交通・通信機能の強化等を図る。
- 第3節 災害応急対策への備え** 6
関係機関の連携、火山活動観測、情報伝達体制の整備や避難誘導、避難場所の指定、実践的な訓練を実施するとともに、観光客や登山者等の安全確保対策を実施する。

第3章 応急対策

- 第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置** 13
県内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部を設置し、国、市町、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。
- 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策** 14
火山現象に関する予報及び警報等及び火山災害による被害の状況を迅速に収集し伝達するため、関係機関の情報の収集・伝達及び通信の確保を行う。
- 第3節 二次災害拡大防止活動** 16
周辺地域における土石流等による二次的な災害を防ぐため、警戒・避難体制を確立する。
- 第4節 災害救助法の適用** 17
水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第5節に準ずる。
- 第5節 災害発生時の避難対策** 18
避難行動要支援者等へ配慮しながら適切な避難誘導を行うとともに、避難所での生活支援を行う。

第6節	救急・救助、医療及び消火活動	20
	被災者の救急・救助活動及び負傷者に対し必要な医療活動を実施するとともに、火山災害に伴う火災について消火活動を実施する。	
第7節	緊急輸送活動	21
	被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を輸送するため、緊急輸送対策を実施する。	
第8節	降灰等対策	21
	被災住民の生活の確保のため、関係機関は、火山灰等の障害物対策を実施する。	
第9節	施設・設備の応急対策	22
	関係機関が連携し、公共施設、火山観測施設の応急対策を迅速に行う。	
第10節	広報活動	22
	県民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、県民ニーズに対応した広報活動を行う。	

第4章 復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	23
	現状復旧又は更に強い県土づくりを図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。	
第2節	住民生活の早期再建及びインフラ施設等の早期復旧	24
	住民・事業者の生活等の早期再建を図るため、生活相談、職業の斡旋等を実施する。 また、インフラ施設の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、復旧事業を実施する。	

第1章 総 則

第1節 本県の火山の状況

【概要】

本県における火山（活火山）の状況を明らかにし、想定される火山災害に対する効果的な災害対策の実施に資する。

第1 本県の火山（活火山）

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とであると定義されている。

日本は、環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割にあたる111の活火山が分布しているが、本県には、「那須岳」、「日光白根山」、「男体山」及び「高原山」の4活火山が分布している。

なお、平成21（2009）年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、那須岳と日光白根山を含む47火山が選定され、さらに平成26（2014）年11月に3火山が追加された。

これらの50火山については、気象庁による24時間体制での常時監視・観測が実施されている。

第2 本県の各活火山の概要

1 那須岳（常時観測火山）

（1）概要

那須火山群は南北に連なる安山岩の成層火山群であり、那須岳はその峰のひとつで別名茶臼岳と呼ばれる。那須岳は東に向かって開いた大きな崩壊凹地の中に生じた新しい火山で、数枚の溶岩流・火砕流と頂部の火砕丘・その中の溶岩ドームからなる。溶岩ドームの中央火口（直径100m）の内外には噴気孔が多いが、特に西斜面の2つの爆裂火口内では活発な噴気活動が続いている。有史後の噴火はすべて爆発型である。泥流を生じやすい。

（2）周辺自治体

那須塩原市、那須町

2 日光白根山（常時観測火山）

（1）概要

栃木県と群馬県の県境に位置し、日光火山群のうちで唯一の活動記録を持っている火山である。西方にのびる厚い溶岩流の上に、主峰・奥白根などの溶岩ドーム群が形成されている。有史後の噴火として奥白根の水蒸気爆発などがあるが、現在は噴気している地域はない。南方約10～20kmの一帯で平成5（1993）年7月から平成7（1995）年2月頃まで微少地震活動が活発化した。

（2）周辺自治体

日光市

3 高原山

（1）概要

高原山は栃木県北部に位置する火山であり、北部のカルデラ火山（塩原火山）とその中央火口丘（明神岳、前黒山）及び南部の円錐火山（釈迦岳火山）で形成されている。さらに前黒山北側山麓には西北西－東南東の割目群に伴う単成火山群がある。

活動は約50万年前には開始していて、約10万年前頃にはおもな活動を終止させた。

平成15（2003）年の活火山見直しで新たに活火山として選定された。

（2）周辺自治体

矢板市 那須塩原市 日光市 塩谷町

4 男体山

（1）概要

日光火山群に属し、基底からの比高約1,200mのほぼ円錐状をした成層火山であり、山頂に直径約1kmの火口をもつ。山体南西に位置する中禅寺湖は、この火山の活動によりつくられた堰止湖である。約3万年前から活動を行っており、3つの活動期に分けられる。第2期（約1.7万年前）は本火山における最大規模の噴火が発生した時期で大規模なプリニー式噴火と火砕流が発生した。

確認された最新の噴火は約7,000年前のマグマ水蒸気噴火であり、これにより平成29（2017）年に活火山に選定された。

（2）周辺自治体

日光市

＜資料編 1－3－6 過去における主な地震・火山活動の状況＞

＜資料編 1－3－9 本県の活火山の噴火活動史＞

第2章 火山災害予防対策

第1節 県民等の防災活動の促進

【概要】

県民、職員等に対する適切な防災意識の高揚に努めるとともに、地域防災活動の充実を図る。

第1 防災意識の高揚

1 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であり、活火山周辺自治体の県民はその自覚を持ち、平常時より火山災害に対する備えを心がけるとともに、時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、噴火等発生時には、近隣の要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは県、市町、自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、県（危機管理防災局）及び活火山周辺市町（以下、「関係市町」という。）は、県民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 防災知識の普及、訓練

（1）県民、観光客、登山者等に対する防災知識及び火山に関する知識の普及啓発推進

県（県土整備部・危機管理防災局）及び関係市町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、県民に対し、火山災害の危険性を周知するとともに、その危険性だけではなく恩恵をもたらすことも理解しながら、火山災害を適切に恐れ、備えるための正しい知識と技術を身につけられるよう、ビジターセンター等の案内施設や観光施設、関係事業者と連携して防災知識及び火山に関する知識の普及啓発を推進する。

ア 普及啓発活動

（ア）主な普及啓発活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第1の2（1）に準ずる。

（イ）火山防災マップ等による普及啓発活動

県（危機管理防災局）及び関係市町は、連携し、本章第3節第2のとおり、それぞれの活火山の特質を考慮した火山防災マップ等を分かりやすく作成の上、県民のみならず、別荘利用者、登山者等に広く配布し、火山災害対策に関する知識の普及啓発に努める。

イ 啓発強化期間

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第1の2（2）に準ずる。

（2）児童生徒等に対する防災教育

県（教育委員会事務局）及び関係市町の教育委員会は、児童生徒等に対し、火山災害に対する教育の充実を図る。

（3）職員に対する防災意識啓発

県（危機管理防災局）及び関係市町は、火山災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

（4）防災訓練の実施、指導

県（県土整備部・危機管理防災局）及び関係市町は、防災週間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に火山に係る実動訓練、図上訓練、通信訓練等の訓練を実施するよう努める。

また、県民に対し、火山災害発生時の避難行動等の習熟を図るとともに登山者への啓発を行う。

(5) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第6に準ずる。

第2 地域防災活動の充実

1 自主防災組織の育成・強化

関係市町及び県（危機管理防災局）は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第3に準じて、噴火警報時等の円滑な避難に資する自主防災組織の育成、強化を図る。

2 消防団の活性化の推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第4に準ずる。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第8に準ずる。

4 防災ボランティア活動の環境整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第6の1に準ずる。

5 企業、事業所等の自主防災体制の充実・強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第2の2に準ずる。

第3 避難確保計画の促進

市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表及び当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町長に報告するものとする。

市町は、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

第4 言い伝えや教訓の継承

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第7に準ずる。

第2節 火山災害に強い県土づくり

【概要】

火山災害に強い県土づくりを進めるため、県土保全事業の推進、火山観測体制の充実、交通・通信機能の強化等を図る。

第1 砂防・治山事業の推進

県（環境森林部・県土整備部）は、国（林野庁・国土交通省）の関係機関とともに、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、それぞれの対応の必要な区域において連携し、治山ダム、砂防堰堤、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を総合的、計画的に推進する。

なお、事業の実施にあたっては、危険度の高い箇所から順次実施する。

第2 火山観測体制の整備

1 気象庁及び関係研究機関等による観測体制整備

気象庁は、関係研究機関等による協力の下、那須岳、日光白根山、高原山、男体山について火山観測を行い、その成果を住民、登山者等及び関係機関に周知し、火山災害の予防に資する。また、必要に応じて、観測点の増設、観測頻度の増加、観測機器の高度化に努め、火山観測体制の充実強化を図る。

〈資料編2-18-6 火山観測の種類・本県活火山の観測〉

〈資料編2-18-7 火山観測システム概要図（那須岳、日光白根山）〉

2 県の監視観測体制整備

県（県土整備部）は、本県の4活火山のうち、常時観測火山である那須岳に対して、地域住民、登山者等の安全確保及び警戒避難体制の確保に資するため、監視カメラ等により火山活動の状況等を平常時から継続的に監視観測している。監視カメラ及び雨量計で監視観測された情報は、インターネットでリアルタイム配信している（リアルタイム雨量河川水位観測情報）。

〈資料編2-18-4-1 リアルタイム雨量河川水位観測情報〉

(1) 平常時における監視観測機器

監視カメラ、雨量計、水位計、積雪深計、風向・風速計

緊急時（噴火時）においては、砂防部局（県（県土整備部）を含む）が降灰量計、土砂移動検知センサー等の監視観測機器の配置を行う。

〈資料編2-18-4-2 砂防部局と関係機関名〉

(2) 緊急時（噴火時）に配置する監視観測機器

監視カメラ、降灰量計、土砂移動検知センサー、溪流監視カメラ、水位計

上述の平常時及び緊急時（噴火時）の火山・土砂移動に関する監視観測機器の整備計画については、那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画（R3.3更新）で定めている。

〈資料編2-18-4-3 那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画〉

〈資料編2-18-8 那須岳火山監視システム概要図〉

なお、同様に常時観測火山である日光白根山の監視観測については、日光白根山火山噴火緊急減災対策砂防計画（R3.3策定）で定められている。

〈資料編2-18-9 日光白根山火山噴火緊急減災対策砂防計画〉

第3 交通・通信機能の強化

1 交通機能の強化

(1) 緊急輸送道路の整備

県（県土整備部）は、噴石、火砕流等の火山災害並びに火山活動に伴う土砂災害等二次的な災害を受けるおそれのある区域を考慮に入れ、緊急輸送道路の適切性を随時検討し、必要に応じて関係機関と協議の上、指定替え若しくは代替路線等を設定する。

(2) その他の交通対策

県（県土整備部）、関係市町及びその他公共交通関係機関は、噴石、降灰等各種現象を考慮し、適切な道路整備や公共交通機関等の整備を行うとともに、道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い交通網の整備を図り、火山災害時の交通機能の強化に努める。

2 通信機能の強化

(1) 県防災行政ネットワークの整備

県（危機管理防災局）は、火山災害による通信回線の途絶等の障害を防止する。

(2) 関係市町の防災行政無線の促進

関係市町は、住民や観光客、登山者等に直接情報を伝達する同報系無線を中心とした防災行政

無線の早期の整備を図る。

県（危機管理防災局）は、防災行政無線の整備を積極的に促進するため、整備に必要な技術的な助言等を行う。

（３）その他各種通信対策

県（危機管理防災局）、関係市町及び指定公共機関・指定地方公共機関は、火山災害時の通信手段の強化に努める。

第４ 施設の整備

１ 重要な施設の安全化

（１）応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設の安全化

災害時における応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設について、県（各部局）、関係市町、その他の施設管理者は、溶岩流や噴石等による被害を防止・軽減するために、不燃堅牢化を推進する。また、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第２章第１９節第３に準じ、設備等の適切な整備を推進する。

- ・防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）
〈水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第２章第18節参照〉
- ・医療救護活動の施設（病院等）
- ・応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- ・避難場所、物資集積所等になる建物（学校、公民館等）
- ・社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）
- ・観光施設等不特定多数の者が使用する施設

（２）ライフライン施設等の安全化

県（環境森林部・県土整備部）、関係市町及び公共事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、代替性の確保を進める。

２ 退避壕、その他の退避施設の整備

県、関係市町及び関係施設管理者等は、ハザードマップ等により火山の噴火に伴う噴石等の固形噴出物の降下が予測される地域においては、一時的な避難場所としての退避壕、その他の退避施設の整備に努める。

第３節 災害応急対策への備え

【概要】

関係機関の連携、火山活動観測、情報伝達体制の整備や避難誘導、避難場所の指定、実践的な訓練を実施するとともに、観光客や登山者等の安全確保対策を実施する。

第１ 本県の火山災害警戒地域

「常時観測火山」のうち、周辺に住民や観光客、登山者等が存在する火山について、噴火による影響範囲にかかる都道府県及び市町村を、特に警戒避難体制を整備すべき地域（火山災害警戒地域）として、活動火山対策特別措置法（以下、本節において「法」という。）に基づき内閣総理大臣が指定している。

本県の火山災害警戒地域は表のとおりである。

本県の常時観測火山	火山災害警戒地域	
	県	市町村
那須岳	栃木県 福島県	那須塩原市・那須町 下郷町・西郷村
日光白根山	栃木県 群馬県	日光市 沼田市・片品村

第2 火山防災協議会の設置

火山災害警戒地域の指定を受けた県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、防災関係機関、火山専門家等を構成員とし、火山防災協議会を共同で設置し、主に以下の事項について協議を行うこととする。

- (1) 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項
- (2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項
- (3) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項
- (5) 「火山防災マップ」に関する事項
- (6) 県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項
- (7) 市町防災会議が市町地域防災計画に定めなければならない事項
- (8) 住民や観光客、登山者等に対する情報提供に関する事項
- (9) 火山防災意識の普及活動に関する事項
- (10) その他必要と認められる事項

〈資料編 2-18-1 那須岳火山防災協議会設置運営要綱〉

〈資料編 2-18-3 日光白根山火山防災協議会設置要綱〉

第3 火山防災マップ等の整備

火山防災協議会において、活火山が噴火した場合に想定される危険地域（溶岩流や火砕流、土石流、火山灰、噴石など事象毎に記載）を明示し、また、その場合の効果的な避難等応急対策や、住民等への情報提供等に資する火山防災マップ等の作成を行う。

なお、作成後、関係市町村は、県（危機管理防災局）と連携し、地域住民のみならず、観光客、登山者、別荘利用者の安全確保を図るため、積極的な広報活動等により、広く周知に努める。

また、より効果的な火山防災マップにするため、関係機関連携の下、不足する情報の追記や想定の見直し等必要な改善に努める。

〈資料編 2-18-2 那須岳火山防災マップ〉

〈資料編 2-18-5 日光白根山火山防災マップ〉

第4 火山現象に関する予報及び警報の発表

1 火山現象に関する予報及び警報の発表

(1) 噴火警戒レベル運用火山（那須岳、日光白根山）

種別		対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域 及びそれ より火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。
	又は 〈噴火警報〉		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備

				高まってきている。)	等が必要。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は ＜火口周辺警報＞	火口から 居住地域 近くまで の広い範 囲の火口 周辺	レベル 3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。
		火口から 少し離れた所までの火口周辺	レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)	状況に応じて火口内への立入規制等。

(2) 噴火警戒レベルを運用していない火山(高原山、男体山)

種別		対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は ＜噴火警報＞	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における厳重な警戒 (居住地域厳重警戒)	居住地域及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	危険な居住地域からの避難等が必要、あるいは警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は ＜火口周辺警報＞	火口から 居住地域 近くまで の広い範 囲の火口 周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。
		火口から 少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。
予報	噴火予報	火口内等	(活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)	状況に応じて火口内への立入規制等

(3) 降灰予報

火山情報	内 容
降灰予報 (定時)	・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報 (速報)	・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5～10分程度で)発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

降灰予報 (詳細)	・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。
--------------	--

(4) 気象庁の発表する火山現象に関する情報

火山情報	内 容	発表時期
火山の状況に関する解説情報(臨時)	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるもの。	火山活動の状況に応じて適時発表
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表するもの。	火山活動の状況に応じて適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて火山活動の状況等について、定期的又は臨時にとりまとめたもの	毎月又は必要に応じて発表
月間火山概況	前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもの	毎月月上旬に発表
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に知らせるもの	随時発表
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を知らせるもの	随時発表
火山ガス予報	居住地域に長時間影響をするような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせするもの	随時発表

2 宇都宮地方気象台の対策

宇都宮地方気象台は、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報等の情報を、県に迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を常に行い、必要に応じ、その改善に努める。

また、県民の避難等応急活動が円滑に実施できるよう、県と連携し、火山現象に関する予報及び警報の種類について広く周知を図る。

3 関係機関及び機関相互の情報伝達体制の整備

噴火警報等の重要な情報を迅速かつ的確に伝達するため、県（県土整備部・危機管理防災局）、関係市町及び防災関係機関は、活火山毎にそれぞれの機関及び機関相互間の情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、関係機関は連携し、随時、情報伝達訓練の実施や体制の見直しを行い、より迅速で正確な情報伝達が行える体制の整備に努める。

4 住民や観光客、登山者等への伝達体制

関係市町は、地域住民や観光客、登山者等に対し、気象庁の発表する噴火警報や避難の指示等を速やかにかつ確実に伝達するため、本章第2節第3のとおり、防災行政無線の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、緊急速報メール、県や市町で実施する登録制防災メール、火口周辺施設等を介した情報伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

5 地域住民等からの通報体制の確立

県（危機管理防災局）及び関係市町は、地域住民や観光客、登山者等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、遅滞なく市役所・町役場、警察署、消防署または宇都宮地方気象台に通報するよう、講演会、広報紙等各種手段を通じ広く周知に努める。

6 通信確保対策

県（危機管理防災局）及び関係市町は、火山地帯における移動端末の有効エリアの把握に努めるとともに、不感地帯の解消に向け必要に応じて移動端末事業者等と協議を行う。

第5 避難体制等の整備及び住民等への周知・啓発

1 市町における警戒避難体制、避難計画の整備

（1）法第6条に基づき市町防災会議では、次の事項について市町地域防災計画に定める。

ア 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項

イ 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町長が行う通報及び警告に関する事項

ウ 避難場所及び避難経路に関する事項

エ 火山現象に係る避難訓練に関する事項

オ 救助に関する事項

カ 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地

キ その他必要な警戒避難体制に関する事項

（2）また、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段などを定めた具体的で実践的な避難計画を市町地域防災計画に位置づけるものとする。

2 住民や観光客、登山者等に対する周知・啓発

（1）県（危機管理防災局）及び関係市町は、住民や観光客、登山者等に対し、当該警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について周知・啓発を行う。

（2）関係市町は、火山災害の危険性や防災上の必要な対応について周知・啓発を図るため、住民や観光客、登山者等に必要な防災情報を記載した火山防災マップを住民等に配布する。

第6 緊急輸送体制の整備

1 交通管理体制の整備

県（危機管理防災局・その他各部局）、関係市町及び県警察は、火山災害時の輸送体制を確保するとともに県民の生命を守るため、ハザードマップ等を活用し、水蒸気噴火、マグマ噴火等各事象が発生又は発生のおそれがある場合に、交通規制すべき区域について、事前に調査しておく。

第7 避難体制の整備

1 避難場所等の指定

関係市町は、水蒸気噴火、マグマ噴火等各事象により危険区域が異なることを考慮し、火山防災協議会等における共同検討を通じて、それぞれの事象に応じた施設又は場所を緊急避難場所及び避難所に指定する。また、市町地域防災計画に定めるにあたっては、風水害や地震時の緊急避難場所及び避難所との区別を明らかにする。

また、避難に要する時間の短縮を図るため、避難路の指定について検討するものとする。

2 避難場所等の整備

関係市町は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第13節第4に準じて、避難場所として指定された施設の整備に努める。

3 地域住民への周知徹底

県（危機管理防災局）、県警察及び関係市町は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第

13節第2に準じて緊急避難に必要な知識の周知徹底に努めることとするが、特に、以下の点に留意して周知を行うものとする。

- ・緊急避難場所の中には、他の災害時には安全であるが、火山災害においては危険地域に含まれ使用することができない場所があること
- ・一度噴火すれば、即座に生命や身体に危害を及ぼす可能性が高いことから、他の災害に比べて早期に避難する必要があること
- ・他の災害よりも避難生活が長期に及ぶ可能性があること
- ・長期に警戒区域が設定される可能性があり、その場合には家に帰ることができないこと

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

4 避難実施・誘導體制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第13節第3に準じ、火山災害時には被害が予想される地区の全住民が早期に避難する必要があることを考慮し、避難行動要支援者の対策の強化を図る。

第8 登山者・観光客・別荘利用者保護対策

1 登山者や観光客等に関する情報の把握

- (1) 県（環境森林部・危機管理防災局）、県警察及び関係市町は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関と連携し、火山への登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）の積極的な提出について周知・啓発を図る。

また、県（危機管理防災局）及び関係市町は、関係機関と連携し、携帯電話による災害情報に関する登録制防災メールについて周知・啓発を図るよう努める。

- (2) 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等に努める。

2 登山規制・立入規制事前対策

登山道等の施設を管理する国（環境省）、県（環境森林部）、市町その他関係機関は、観光客・登山者の立入りが多い火山において、火山活動の状況に応じ、登山規制、立入規制等の措置を速やかにとることができるよう、あらかじめ実施体制について火山防災協議会等で関係機関と協議しておくとともに、看板や規制杭・封鎖用ロープ等の機材の整備に努める。

3 観光客・登山者・別荘利用者への普及啓発活動

関係市町は、周辺の店舗、宿泊施設及び観光施設等不特定多数が利用する施設に、火山防災マップや啓発用ポスターの掲示並びに予備知識も少ない観光客向けの異常現象や噴火発生時等の対応措置を示したパンフレット等を常置するよう努める。

また、県（生活文化スポーツ部・危機管理防災局）及び関係市町は、日本語以外の火山防災マップ、パンフレット等について作成するよう努める。

4 別荘地区における対策

関係市町は、火山防災マップや避難場所等・避難経路その他避難に必要な事項を記載したパンフレット等の戸別配布に努めるとともに、防災情報の発表や避難指示等の重要な情報を別荘地区に対しても速やかに伝達が行える体制の整備に努める。

また、利用者に速やかに連絡が取れるよう、所有者の連絡先の確保に努める。

第9 火山防災訓練の実施

1 火山防災訓練の実施

県（危機管理防災局・その他各部局）及び関係市町は、相互に連携するとともに、消防機関、県警察、自衛隊やライフライン関係機関とも協力し、大規模火山災害を想定し、避難、救急・救助、消火等の災害と同様の訓練に加え、噴火警報等の伝達、登山規制、警戒区域設定、交通規制等を考慮した防災訓練を積極的に実施するよう努める。

また、噴火警報が発表された場合、観光客、登山者等も含め、周辺地域全世帯の速やかな避難が必要となることから、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。

さらに、他自治体とも密接に連携をとりながら、協力して広域応援受入・出動訓練を実施する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

県（危機管理防災局・その他各部局）及び関係市町は、訓練を行うに当たっては、ハザードマップ等を活用し、水蒸気噴火、マグマ噴火、火山活動に起因する土砂災害等各事象を想定して実施するとともに、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ計画・体制・ハザードマップ等の改善を行うよう努める。

第3章 火山災害応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

【概要】

県内で大規模災害が発生し又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部を設置し、国、市町、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 県の活動体制

火山災害に応じた県の職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、火山活動、被害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災 害 の 態 様	体 制 の 概 要	備 考 (勤務時間外の配備)
注 意 体 制	県内火山の火口周辺警報（レベル2）又は火口周辺警報（火口周辺危険）等により噴火の前兆現象等が確認された場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理課・消防防災課及び公共部門関係課職員は、直ちに登庁し、小規模災害対策を実施
警 戒 体 制	①県内火山が噴火した場合（微噴火に限る。） ②県内火山に火口周辺警報（レベル3）又は火口周辺警報（入山危険）が発表された場合	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理課・消防防災課及び警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施
第1非常配備	①県内火山が噴火した場合（微噴火を除く。） ②県内火山に噴火警報（レベル4～5）又は噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表された場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	危機管理課・消防防災課及び第一非常配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施

（注）配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

第2 火山災害発生時の措置

1 注意体制

県は、県内火山の火口周辺警報（レベル2）又は火口周辺警報（火口周辺危険）等により噴火の前兆現象等が確認された場合、注意体制をとる。危機管理防災局危機管理課・消防防災課及び公共部門関係課職員は、直ちに登庁し、情報収集、警戒活動、国への報告等の措置を講じる。

2 災害警戒本部の設置

栃木県災害対策・危機管理委員長は、次の設置基準に該当するとき、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定による災害警戒本部を設置する。

（1）設置基準

次のいずれかに該当する場合で栃木県災害対策・危機管理委員長が必要と認めるとき

ア 県内火山が噴火した場合（栃木県災害対策本部が設置されていない場合に限る）

イ 県内火山に火口周辺警報（レベル3）又は火口周辺警報（入山危険）が発表された場合

ウ 県内火山に係る火山性地震、火山性微動その他の火山現象が見られ、火山災害発生のおそれ
が認められる場合

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章に準ず
る。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア 火山災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき

イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき

ウ 災害対策本部が設置されたとき

3 災害対策本部の設置

知事は、下記設置基準に該当するとき、災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部を設
置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合において知事が必要と認めるとき

ア 県内火山が噴火した場合（微噴火を除く。）

イ 県内火山に噴火警報（レベル4～5）又は噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表された場合

ウ 県内に災害救助法による救助を実施する火山災害又はこれに準ずる火山災害が発生した場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章に準ず
る。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、火山災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めた
とき解散する。

第3 市町及び防災関係機関、火山防災協議会の活動体制

関係市町及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動体制に
ついて、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第4 市町への支援

県は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派
遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難指示、応急救助、その他市町が行う各種対
策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行う。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

【概要】

火山現象に関する予報及び警報等及び火山災害による被害の状況を迅速に収集し伝達するため、 関係機関の情報の収集・伝達及び通信の確保を行う。

第1 火山現象に関する予報及び警報等に関する情報の収集・伝達

1 火山現象に関する予報及び警報等の伝達

(1) 宇都宮地方気象台は、火山現象に関する予報及び警報等[※]の通知があったときは速やかに関係
機関に通知し、その周知に努める。また、群馬県、福島県の火山に係る火山情報の通報を受けた

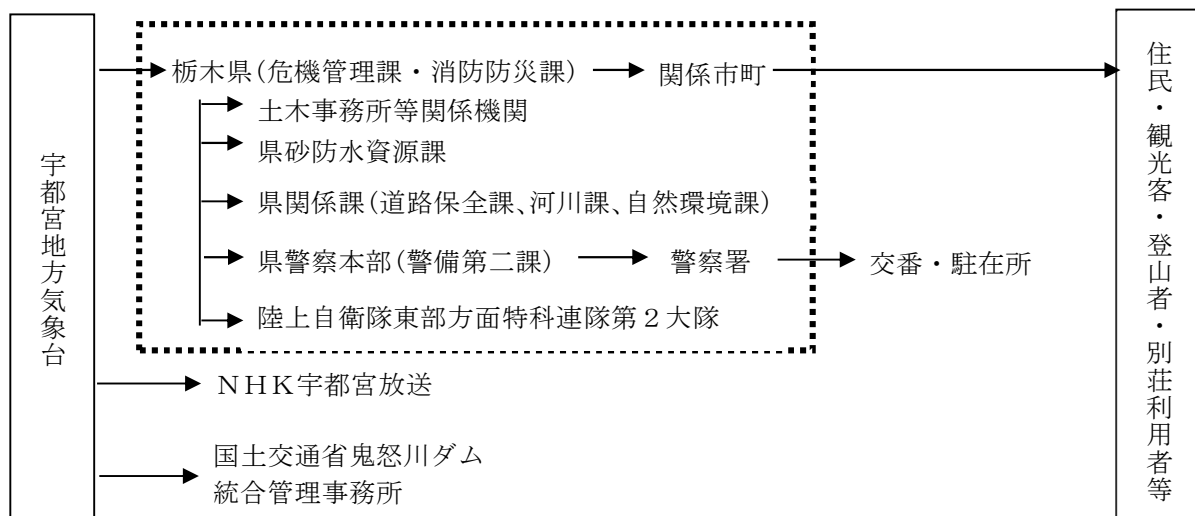
場合は、直ちに県に伝達する。

(2) 県（危機管理防災局）は、宇都宮地方気象台から火山現象に関する予報及び警報等の伝達を受けたときは、その内容、予想される災害の事態、それに対して採るべき措置等を関係機関に伝達する。

(3) 関係市町は、県から火山現象に関する予報及び警報等の伝達を受けたときは、その伝達を受けた事項について防災行政無線、緊急速報メール、登録制防災メール、火口周辺施設等を介した情報伝達等により関係機関や住民、登山者等に伝達する。

※ 火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る）及び噴火速報が発表された際は、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている。

《気象台からの火山現象に関する予報及び警報等の伝達経路図》



※ 那須岳及び日光白根山については、破線内の連絡はそれぞれの火山防災情報伝達系統図による。

〈資料編3-2-6 那須岳火山防災情報伝達系統図〉

〈資料編3-2-7 日光白根山火山防災情報伝達系統図〉

2 異常現象発見者の通報

(1) 次のような異常現象を発見した者は、市町、県警察又は消防署に通報する。併せて、宇都宮地方気象台にも通報するよう努める。

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）やそれに伴う地形の変化

イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発

ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化

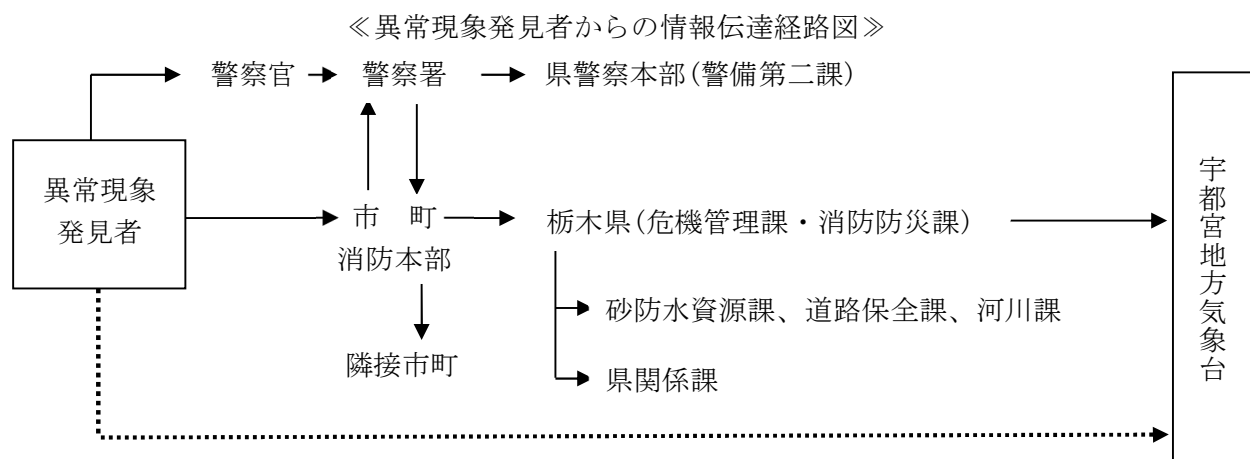
エ 噴気孔の新生拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化

オ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化

カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大や移動、草木の立ち枯れ等

キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

(2) 異常現象発見者から通報を受けた市町長又は警察官は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関へ連絡する。



3 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集・伝達

ア 県（危機管理防災局）、関係市町、地元警察署は、宇都宮地方気象台から噴火警報（レベル4～5）若しくは噴火警報（居住地域厳重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）の伝達を受けたときや異常現象発見者からの通報を受けたときは、必要に応じ、相互に連携して災害情報の収集に努め、その情報を関係機関に連絡する。

(ア) 関係市町、地元警察署の情報収集

- a 地域住民からの情報収集
- b 職員の巡回

(イ) 県の情報収集

- a 県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる情報収集
- b 県出先機関からの情報収集
- c 災害時協定に基づく、無人航空機による情報収集

イ 関係市町は、火山災害により市町の区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する規制を実施したとき又は被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれに対して取られた措置の概要を県に報告する。

ウ 宇都宮地方気象台は、通報を受けた場合は、必要により気象庁火山監視・警報センターに緊急観測を要請する等、火山現象の把握に努める。

(2) 災害情報の広報

県（危機管理防災局）、関係市町は、噴火警報（レベル4～5）若しくは噴火警報（居住地域厳重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）の伝達を受けたときは、広報活動を行い、地域住民、観光客、登山者等に対する周知に努める。

第2 火山災害に関する通信確保対策

火山現象に関する予報及び警報が発表された場合、火山災害が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第5、第6、第7に準ずる。

第3節 二次災害防止活動

【概要】

周辺地域における土石流等による二次的な災害を防ぐため、警戒・避難体制を確立する。

第1 土砂災害等の防止

1 土砂災害の防止

(1) 点検・応急措置の実施

県（県土整備部）、市町、消防等関係機関は、周辺地域において火山性地震、土石流、火山泥流等による二次災害の防止のため、火山噴火緊急減災対策砂防計画等に基づき国土交通省等の関係機関と連携して、各機関の管理施設や観測機器の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設構造物の設置等の応急措置を行う。

〈資料編 2-18-4-3 那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画〉

(2) 避難対策

県（県土整備部）、市町、消防は、二次災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第5節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の指示を行う。

2 水害の防止

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第3節に準ずる。

3 ハザードマップの活用

関係機関は、火山噴火に伴う土砂災害等の防止にあたり、あらかじめ作成したハザードマップを活用するものとする。

また、火山噴火時の降灰による土石流発生のおそれがある場合は、国土交通省が土砂災害防止法等に基づき緊急調査を実施し、土石流の危険範囲等について市町に提供し、住民に周知を行う。

〈資料編 2-18-2 那須岳火山防災マップ〉

〈資料編 2-18-5 日光白根山火山防災マップ〉

第2 建築物・構造物の二次災害防止

1 震災建築物応急危険度判定の実施

県（県土整備部）及び市町は、火山性地震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するため、震災建築物応急危険度判定を実施する。

市町は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明に努める。

第3 災害発生時の社会秩序の維持

県警察は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな安全確保に努める。

特に、避難指示が行われている区域、警戒区域等において、無人となっている家屋に係る窃盗事犯や、災害に便乗した悪質商法、廃棄物の不法投棄等の取り締まりに努める。

第4節 災害救助法の適用

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第5節に準ずる。

第5節 災害発生時の避難対策

【概要】

避難行動要支援者等へ配慮しながら適切な避難誘導を行うとともに、避難所での生活支援を行う。

第1 避難の指示及び警戒区域の設定

1 避難の準備

関係市町長は、火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、警戒が必要な居住地域における通常の住民生活は可能であるものの、特に高齢者等の避難行動要支援者に対しては避難の準備を呼びかけるものとする。

また、噴火警報（レベル4）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると認めるときは、警戒が必要な居住地域における高齢者等の避難行動要支援者の避難、住民の避難の準備を呼びかけるものとする。（第2章第3節第4の1（1）及び（2）の表を参照）

2 避難の指示及び警戒区域の設定

市町長が行う避難の指示及び警戒区域の設定については、本節に定める他、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節を準用する。

なお、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、噴火警報等に対応した入山規制、避難指示、警戒区域の設定を行うものとする。

3 避難の指示等の基準

市町長が発令する火山災害に係る避難の指示は、次の場合に、必要な範囲の住民、登山者及び滞在者その他の者に対して行う。

なお、県（危機管理防災局）は、学識経験者等専門家との密接な連携のもとに、必要に応じ市町に対して助言等を行うものとする。

- （1）噴火警報（レベル4～5）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）等が発表され、避難を要すると認められるとき
- （2）関係機関から火山災害に関する通報があり、避難を要すると認められるとき
- （3）地すべり、土砂崩れ等による被害の危険が切迫していると認められるとき
- （4）火災が発生し、延焼の危険があると認められるとき
- （5）避難路を断たれる危険があるとき
- （6）噴火が発生し、再噴火による被害の恐れがあるとき
- （7）酸素欠乏又は有毒ガス等が大量に流出し、人的被害の恐れがあるとき
- （8）その他特に必要があると認められるとき

4 登山の規制等の実施

国、県、市町その他関係機関は、避難の指示等に準じて、必要に応じ登山の規制措置を行うものとする。

第2 避難誘導

1 住民への周知

避難の指示を実施した機関は、住民に対して概ね次の方法により伝達する。特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得る。

なお、周囲の状況等によりやむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置にも留意する。

- (1) 市町防災行政無線
- (2) サイレン、鐘等
- (3) 町内会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話、緊急速報メール、登録制防災メール等
- (4) 広報車
- (5) テレビ、ラジオ、有線放送等

2 滞在者への周知

避難の指示を実施した機関は、住民と同様に、観光客、登山者、別荘利用者等に対しても周知する。

3 避難経路

市町は、火山ハザードマップや噴火警戒レベルを踏まえた適切な避難経路について、火山防災協議会の意見聴取を経た上で、市町の地域防災計画に定めるものとする。なお、火山活動の特殊性を踏まえ、複数の避難経路の確保に努める。

避難対象地区ごとの避難人数を把握した上で、火山活動の状況に応じた避難経路をあらかじめ定めるものとする。

登山者等の避難経路については、地点別の避難ルート（緊急退避・緊急下山）についてあらかじめ定め、看板やパンフレット等で事前の周知を図る。

4 避難の誘導

(1) 住民・滞在者の誘導

避難の指示の実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう県警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

滞在者も、避難が確実に行われるよう配慮するものとする。

市町は、遠く離れた避難先への避難を指示したときは、バスを手配する等、集団避難に配慮するものとする。

また、避難行動要支援者については、自主防災組織があらかじめ支援者を定めて避難させる等速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

ホテル等の集客施設の管理者は、施設利用者の避難誘導を実施する。

5 避難者情報の収集

市町は、避難者名簿を作成するなど、関係機関と連携して避難者名等の情報収集、整理を行う。特に滞在者については、登山届や宿泊者名簿、旅行者名簿、救助者名簿等との照合により行方不明者を把握する。

第3 避難施設

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

本編第2章第3節第7に準ずる。

2 避難所の開設

- (1) 市町は、火山災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。
- (2) 市町は、災害の状況に応じあらかじめ指定する施設において、避難所の速やかな開設に努め

る。避難所は、火山災害の規模に応じ、火山からの溶岩流、火砕流、噴石等の被害から住民の生命、身体を保護するのに十分な場所に設置するものとする。

- (3) 県（県土整備部）は、地震による二次災害に備え、避難所となる施設の応急危険度判定の実施について市町を支援する。

その他は水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第4の1に準ずる。

3 市町域を越えた避難等

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第11に準ずる。

第4 応急仮設住宅等

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第17節（住宅応急対策）に準ずる。

第5 避難行動要支援者への生活支援

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第6に準ずる。

第6節 救急・救助、医療及び消火活動

【概要】

被災者の救急・救助活動及び負傷者に対し必要な医療活動を実施するとともに、火山災害に伴う火災について消火活動を実施する。

第1 救急・救助活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第8節に準ずる。

なお、火山災害の特殊性から、救急・救助活動における救助部隊の活動基準を「山岳救助活動時における消防機関の救助活動マニュアル（平成28年3月消防庁作成）」を参考に以下の項目について関係機関との協議のうえ定めることとする。

- (1) 天候や火山の状態に応じた活動（中止）基準
- (2) 再噴火に対する避難方法
- (3) 必要な資機材及び救出方法

第2 医療活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節に準ずる。

第3 消火活動

火災・事故災害対策編第3章4節に準ずる。

第4 要救助者及び行方不明者の情報把握

市町は、住民や滞在者に対し救急・救助活動を実施したときは、要救助者名簿を作成する。

また、安否確認や要救助者情報等に基づき、行方不明者の把握に努め、特に滞在者については、登山届や宿泊者名簿、旅行者名簿、避難者名簿等との照合などにより把握し、県及び他市町村、関係機関との情報共有に努める。

第7節 緊急輸送活動

【概要】

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を輸送するため、緊急輸送対策を実施する。

第1 実施体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第10節第1に準ずる。

第2 交通路の確保

県警察は、次により交通路の確保を行う。

1 交通状況の把握

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第10節第3に準ずる。

2 交通規制の実施

(1) 火山災害の発生が予想されるとき

ハザードマップ等により危険が予想される区域への一般車両の進入を制限するとともに、同区域からの迅速・円滑な避難に配慮する。また、県外からの流入を制限するため、隣接県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(2) 火山災害が発生したとき

上記(1)に加え、応急対策のための緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。特に、被災直後における被災者の救助等に係る車両の通行を最優先とする。

また、火山活動の拡大の状況に応じ、ハザードマップ等により危険が予想される区域への進入を制限する。併せて、積雪の状況により、融雪型泥流危険区域への進入制限を検討する。

規制区域が、高速道路、国道等物流の基幹となる道路に係る場合は、迂回路の設定に特に配慮するものとする。

〈資料編2-18-2 那須岳火山防災マップ〉

〈資料編2-18-5 日光白根山火山防災マップ〉

第3 市町の対応

市町は、住民、滞在者等に対し、交通規制に関する情報の広報に努め、協力を求めるものとする。

第8節 降灰等対策

【概要】

被災住民の生活の確保のため、関係機関は、火山灰等の障害物対策を実施する。

第1 農林水産業対策

1 実施体制

県（環境森林部・農政部）及び市町は、農業協同組合等関係機関と連携して、農林水産業に関する降灰対策を実施する。

2 農林水産業対策

県及び市町は、降灰による被害状況の把握に努めるとともに、栽培・管理技術の指導を行い、被

害の拡大防止に努める。

第2 宅地等の降灰対策

1 火山灰の除去

市町は、住民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等に積もった火山灰等の除去は原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に対して火山灰等の除去作業の協力を呼びかけるものとする。

2 集積場所の確保

市町は、適当な場所に住民が除去した火山灰の集積場所を確保するものとする。

第9節 施設・設備の応急対策

【概要】

関係機関が連携し、公共施設、火山観測施設の応急対策を迅速に行う。

第1 公共施設

1 公共施設の応急対策

(1) 火山灰等の除去

道路、河川、砂防等の公共施設管理者は、巡視の結果をもとに、公共施設に係る火山灰、土砂、噴石等の障害物を、関係機関と連絡を密にし、安全を確認の上除去する。除去した障害物の集積場所は、二次災害の原因にならないような場所に、当該管理者が確保するものとする。

(2) 被災施設の応急復旧

公共施設管理者は、路面の陥没、亀裂等の損傷及び溶岩流、融雪型泥流による埋没箇所について、関係機関と連絡を密にし、安全を確認しながら復旧作業を実施する。

2 観測施設の応急対策

県（県土整備部）、宇都宮地方気象台やその他関係機関（国土地理院、防災科学技術研究所、東北大学等）は、火山災害時における観測施設の機能を維持するため、必要に応じ、防災関係機関と連携して緊急点検を実施し、その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2 ライフライン施設

火山災害が発生した場合のライフライン施設の応急対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第18節第2に準ずる。

第10節 広報活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第20節に準ずる。

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

【概要】

現状復旧又は更に強い県土づくりを図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1 基本方向の決定

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第1節第1に準ずる。また、火山災害対策においては、次の事項を追加する。

(1) 実施体制

火山活動が継続中の場合も、火山活動や被災状況を総合的に勘案して、必要と認めたときは復旧復興の段階に移行し、又は応急対策と並行して復旧復興活動を実施する。

第2 迅速な原状復旧

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第3節第1に準ずる。また、火山災害対策においては、次の事項を追加する。

- (1) 降灰や地盤の緩み等により土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (2) 火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の整備を行う。
- (3) 火山災害の状況に応じ、融雪型火山泥流、土石流対策等、適切な安全確保策を講ずる。
- (4) 火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努める。

第3 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

大規模な火山災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、県及び市町は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

2 復興計画策定上の留意事項

復興計画の策定にあたっては、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第1節に定める他、次の点に留意する。

- (1) 必要に応じ、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めること。
- (2) 火山活動が継続中の場合、避難対策・安全確保対策について配慮すること。
- (3) 火山が形成する雄大な自然景観や自然現象を活用するために保全する等、住民と火山との共生に配慮すること。

第2節 住民生活の早期再建及びインフラ施設等の早期復旧

【概要】

住民・事業者の生活等の早期再建を図るため、生活相談、職業の斡旋等を実施する。
また、インフラ施設の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、復旧事業を実施する。

第1 住民生活の早期再建

火山災害に係る復旧事業における民生の安定化対策については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第2節及び震災対策編第4章第2節に定めるものの他、活動火山対策特別措置法（以下、本節において「法」という。）に基づく降灰防除地域の指定による事業等がある。

1 降灰防除地域の指定

降灰防除地域は、火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれのある地域で、当該支障を防止し、又は軽減するための施設等を整備する必要がある地域について、内閣総理大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて指定するものである（法第23条）。

降灰防除地域内の下表のような事業について国庫補助等の措置を受けることができる。

対 象 者	対 象 事 業 等	補 助 等 の 内 容
学校、保育所等教育施設、社会福祉施設	降灰による支障を防止し、又は軽減するための施設の整備	費用の3分の2以内の補助
病院等医療施設	降灰による支障を防止し、又は軽減するための施設の整備	整備に必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置
中小企業者	降灰による支障を防止し、又は軽減するための事業経営上の施設又は設備の整備	整備に必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置

2 被害農林漁業者に対する資金の融通

国、地方公共団体は、避難施設緊急整備地域（本節第2参照）及びその周辺で火山の爆発により被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置を講ずるよう努める（法第21条）。

第2 インフラ施設等災害復旧対策

火山災害に係る公共施設等災害復旧対策については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第3節に定めるものの他、法に基づく次のような事業がある。

1 避難施設緊急整備地域の指定

避難施設緊急整備地域は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害を生じ、又は生じるおそれのある地域であって、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域で、内閣総理大臣が中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴いて指定するものである。（法第13条）

2 避難施設緊急整備計画の実施

（1）避難施設緊急整備計画の作成、実施

県は、避難施設緊急整備地域の指定を受けたときは、避難施設緊急整備計画を作成する。同計画は、次の事項について定める。

なお、同計画に基づく事業は、当該事業に関する法律の規定に従い国、県その他の者が実施するものとされているものを除き、市町が実施する。

ア 道路の整備に関する事項

イ 広場の整備に関する事項

- ウ 退避壕その他の退避施設の整備に関する事項
- エ 学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項
- オ その他政令で定める事項

(2) 補助等

ア 補助金の交付

国は、同計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあっせんし、その他必要と認める措置をとる。

イ 起債の特例

同計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき必要とする経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債をもってその財源とすることができる。

3 防災営農施設整備計画の実施

(1) 防災営農施設整備計画等の作成

県は、避難施設緊急整備区域又はその周辺の地域で火山の爆発によって生ずる農林水産物の被害が経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域について、当該農林水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画（防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画等）を作成する。作成にあたっては、あらかじめ市町、関係農林漁業団体の意見を聴き、農林水産大臣に報告する（法第19条）。

(2) 補助等

国は、同計画に基づく事業を実施されるよう補助等の措置をとる。

